7　法附則第二条の政令で定める日は、法の施行後最初に法第一六条の規定により経済産業大臣が選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を告示した日又は平成三二年一二月六日のいずれか早い日とすることとした。（附則第二項関係）

8　この政令は、法の施行の日（平成三一年四月一日）から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第四七号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一一億円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、三二七億四、八七四万五、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第四八号）（厚生労働省）

1　高齢者の肺炎球菌感染症の発生及びまん延を予防するため、平成三一年四月一日から平成三六年三月三一日までの間に限り、高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の対象者を拡大することとした。（附則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（政令第四九号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に納める医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認の申請等に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三三条第一項、第二項、第四項、第一四項及び第一五項関係）

2　機構に納める医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請等に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三三条第一項、第二項、第四項～第六項、第九項及び第一〇項関係）

3　機構に納める再生医療等製品の製造販売の承認の申請等に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三六条第一項、第二項、第四項～第六項、第九項及び第一〇項関係）

4　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五〇号）（厚生労働省）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成三二年三月三〇日とすることとした。

◇職業安定法施行令の一部を改正する政令（政令第五一号）（厚生労働省）

1　職業安定法（昭和二二年法律第一四一号）第五条の五第一項第三号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとすることとした。（第一条関係）

㈠　労働基準法（昭和二二年法律第四九号）第四条、第五条、第一五条第一項及び第三項、第二四条、第三二条、第三四条、第三五条第一項、第三六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三七条第一項及び第四項、第三九条第一項、第二項、第五項、第七項及び第九項、第五六条第一項、第六一条第一項、第六二条第一項及び第二項、第六三条、第六四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六四条の三第一項、第六五条、第六六条、第六七条第二項並びに第一四一条第三項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇年法律第八八号）第四四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）

㈡　職業安定法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第五条の四（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第五条の五第三項、第三六条、第三九条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第四〇条、第四二条の三において読み替えて準用する同法第二〇条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）並びに第五一条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）の規定

㈢　最低賃金法（昭和三四年法律第一三七号）第四条第一項の規定

㈣　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四七年法律第一一三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第一一条第一項、第一一条の二第一項、第一二条及び第一三条第一項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四七条の二の規定により適用する場合を含む。）

㈤　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七六号）第六条第一項、第一〇条（同法第一六条、第一六条の四及び第一六条の七において準用する場合を含む。）、第一二条第一項、第一六条の三第一項、第一六条の六第一項、第一六条の八第一項（同法第一六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第一六条の一〇、第一七条第一項（同法第一八条第一項において準用する場合を含む。）、第一八条の二、第一九条第一項（同法第二〇条第一項において準用する場合を含む。）、第二〇条の二、第二三条第一項から第三項まで、第二三条の二、第二五条、第二六条及び第五二条の四第二項（同法第五二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四七条の三の規定により適用する場合を含む。）

2　この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三二年三月三〇日）から施行することとした。

◇国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（政令第五二号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特別障害者一人当たりの基準額を改定することとした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。